

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市防災会議条例(昭和38年条例第11号)第6条の規定に基き、茅ヶ崎市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分をすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(幹事会)

第5条 会議は、茅ヶ崎市地域防災計画の実施に関する事務を円滑かつ効率的に推進するため、茅ヶ崎市防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、幹事長及び茅ヶ崎市防災会議条例第5条第2項に規定する幹事をもって組織する。

3 幹事長は、市民安全部長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、議長を務める。

5 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、防災主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。